

バリアフリー法施行規則の一部改正について

(国民に向けた広報啓発の取組推進:優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進)

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両等の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等(高齢者障害者等用施設等)の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両等の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加
- 令和3年4月の改正バリアフリー法全面施行に向け、適正な利用の対象となる「高齢者障害者等用施設等」の具体的な内容をバリアフリー法施行規則で定める必要

対象施設 (バリアフリー法施行規則において規定)



(障害者用トイレ)



(旅客施設の
エレベーター)



(旅客施設・車両等の
優先席)



(車椅子用駐車施設)



(車両等の車椅子スペース)

施設設置管理者が講ずべき具体的措置 (努力義務の対象となる広報啓発活動)

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等